

厚生事業

事業名	事業内容										
施設利用補助 【一部請求】	<p>①会員又は被扶養者が指定宿泊施設に宿泊したとき、1泊につき1人1,000円を補助 (指定宿泊施設は、互助会ホームページに記載しています。)</p> <p>《利用方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【直接割引】の施設に宿泊した場合 フロントに会員証を提示すると、精算時に利用料金から1泊につき1人1,000円を控除します。 ※会員が単独で【直接割引】の施設に宿泊した場合のみ該当します。 ・【後日請求】の施設に宿泊した場合 所定の料金を払った後、ホームページ及び各所属所にある「福利厚生ハンドブック」の「施設利用補助金請求書」に、施設が発行する領収書を添付し互助会に請求してください。 医療費補助金等の給付金と同様に、個人口座へ振り込みします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>会員のみ利用</th> <th>被扶養者のみ利用</th> <th>会員・被扶養者同時利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【直接割引】の施設</td> <td>【直接割引】</td> <td colspan="2" rowspan="2">【後日請求】</td> </tr> <tr> <td>【後日請求】の施設</td> <td>【後日請求】</td> </tr> </tbody> </table> <p>②令和5年度限定 令和4年度に引き続き補助対象施設を拡大し、会員又は被扶養者が、指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合も補助の対象とし、一人1泊につき1,000円を補助 ただし、会員一人につき、年度内3,000円を限度とします。(上記①の指定宿泊施設に宿泊した場合を除く。)</p> <p>《利用方法》 「令和5年度施設利用補助金請求書」に領収書を添付し、互助会に請求してください。</p>	区分	会員のみ利用	被扶養者のみ利用	会員・被扶養者同時利用	【直接割引】の施設	【直接割引】	【後日請求】		【後日請求】の施設	【後日請求】
区分	会員のみ利用	被扶養者のみ利用	会員・被扶養者同時利用								
【直接割引】の施設	【直接割引】	【後日請求】									
【後日請求】の施設	【後日請求】										
芸術鑑賞補助事業 【申込】	<p>会員に芸術鑑賞の機会を提供する</p> <p>①県内の公立文化施設が実施する舞台芸術公演チケットの斡旋 ②博物館等の特別展チケットの配付</p>										
スポーツ観戦補助 事業 【請求】	<p>会員又は被扶養者がスポーツを観戦したとき補助 チケット単価の半額(2,000円を限度)を補助 ただし、会員一人につき、年度内6,000円を限度 ※請求方式に変更</p>										
ドック負担金 補助事業 【自動給付・請求】	<p>会員が、公立学校共済組合青森支部等が実施する宿泊ドック、一日ドックを受診したとき、自己負担金の一部を補助 ・宿泊ドック 10,000円補助 ・一日ドック 3,000円補助 ※令和5年度から、公立学校共済組合青森支部の組合員が受診した場合は自動給付。 (令和3、4年度に受診し未請求の場合は、請求書の提出が必要。)</p>										
予防接種負担金 補助事業 【請求】	<p>会員が、インフルエンザ予防接種を受け自己負担したとき、1,000円を補助</p>										

貸付事業

事業名	事業内容
生活資金貸付 【申込】	<p>会員が臨時に資金を必要とするとき、 10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のうち1人1口を貸付けする。【手数料率 年0.9パーセント】</p>
つなぎ融資貸付 【申込】	<p>公立学校共済組合青森支部から、特別貸付け・高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付を受ける会員が、共済組合からの送金日以前に資金を必要とするときに共済組合貸付決定額を貸付けする。【手数料率 年0.9パーセント】</p>

※フルタイムの再任用職員や臨時講師等の任用期間に定めがある会員は、貸付事業は対象外となります。

教育・文化事業

事業名	事業内容
厚生文化事業補助	青森県教育厚生会が実施する厚生文化事業に要する経費に補助金を交付
図書館図書贈呈	県立図書館に、児童・生徒用図書及び子どもの読書活動推進を支援するための図書を贈呈
芸術文化奨励	青少年の文化活動を支援するため、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校文化連盟の活動に要する経費に補助金を交付
学校図書贈呈	県内の公立小中学校及び県立特別支援学校の小・中学部に、図書を贈呈 ※贈呈対象校の拡大
教育振興事業補助	「あおもり教育の日」推進協議会の事業等に要する経費に補助金を交付

※図書館図書贈呈、芸術文化奨励及び学校図書贈呈は、「公益目的支出計画」に記載している事業です。
「公益目的支出計画」とは、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した際、それまで公益法人として税制優遇等により法人内部に留保していた財産を、公益的な事業に費消しゼロとするための計画です。
「学校図書贈呈」の贈呈対象校の拡大等により「公益目的支出計画」の実施期間が55年ほど短縮され、令和18年度末に完了する見込みです。